



島根県報

平成29年6月6日（火）

第2,909号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
都市計画事業の認可	（下 水 道 推 進 課）	3

【特定調達公告】

平成29年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道 路 維 持 課）	3
-----------------------------	-------------	---

【正 誤】

平成29年4月25日付け島根県報第2,897号中	（森 林 整 備 課）	4
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第330号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町久原898-1、899、900、906、924、933から939まで、940-1、940-2、942、943、991、991-1、992、992-1、993から997まで、997-1、998、999、999-1、1000から1004まで、1004-1、1005、1005-1、1006から1008まで、1008-1、1009から1012まで、1014、1017、1022、1023、1023-1、1030-1、1031、1049、1050、1050-1、1050-2、1051、2400、2400-1、2401、2401-1から2401-3まで、2402、2409、2413、2413-3、2415、2415-1、2416、2416-1、2417、2418、2418-1、2419、2419-1、2420、2421-1、2421内1、2421内2、2421-3、2422-1から2422-4まで、2423、2423-1、2424、2424-1から2424-3まで、2425-1から2425-4まで、2426、2427、2428-2、2430、2431、2432-1、2433-2、2433-4

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第331号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町下横田1564

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

奥出雲町

2 都市計画事業の種類及び名称

仁多都市計画下水道事業

奥出雲町公共下水道

3 事業施行期間

告示日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県仁多郡奥出雲町三沢及び三成地内

(2) 使用の部分

島根県仁多郡奥出雲町三沢及び三成地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成29年6月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称、数量及び配車先

(1) 除雪トラック（7 t級、4×4）、1台、益田県土整備事務所

(2) ロータリー除雪車（2.6m級）、1台、県央県土整備事務所

(3) 除雪ドーザ（11 t級、サイドアングリングプラウ）、1台、県央県土整備事務所

(4) 凍結防止剤散布車（乾式2.5m³級、4×4）、2台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所

(5) 凍結防止剤散布装置（1.5m³）、1台、出雲県土整備事務所

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

1 (1)、(2)、(3)及び(5)：平成29年5月11日

1 (4)：平成29年5月15日

4 落札者の氏名及び住所

1(1) : UDトラックス株式会社出雲カスタマーセンター センター長 渡部 淳 島根県出雲市神門町823番地1

1(2)、(4)及び(5) : 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1(3) : コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

5 落札金額

1(1) : 20,520,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

1(2) : 42,066,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

1(3) : 21,384,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

1(4) : 32,767,200円 (消費税及び地方消費税を含む。)

1(5) : 3,812,400円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成29年4月14日

正**誤**

平成29年4月25日付け島根県報第2,897号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第240号中	次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条 農林水産省告示第341号	次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項 島根県告示第341号